

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び子ども3名）の日常生活阻害慰謝料について、長男（平成25年3月に高校卒業）及び長女（平成26年3月に高校卒業）が避難先の高校への通学を継続する必要性が認められること、家族である父母及び二女（平成26年3月末に小学校卒業）にも避難継続の必要性が認められること等の事情を考慮し、長男につき平成25年3月分まで、父母、長女及び二女につき平成26年3月分までの期間につき、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下5名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下「別紙一覧」という。）記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙一覧記載の損害項目及び期間に係る和解金として、合計金725万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙一覧に掲げる損害項目及び期間につき、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分について本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対し、別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し、別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月25日

（仲介委員 永山在浩）

損害項目一覽

損害項目	期間	和解金額 (円)
精神的損害 (X 1分)	H24.9.1-H26.3.31	1,900,000
精神的損害 (X 2分)	H24.9.1-H26.3.31	1,900,000
精神的損害 (X 3分)	H24.9.1-H25.3.31	350,000
精神的損害 (X 4分)	H24.9.1-H26.3.31	1,550,000
精神的損害 (X 5分)	H24.9.1-H26.3.31	1,550,000
和解金額合計	—	7,250,000

以 上